

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題ととらえ、積極的に取り組んでおります。「感動を・ともに・創る～音・音楽を原点に培った技術と感性で新たな感動と豊かな文化を世界の人々とともに創りつづけます。」を企業目的として掲げ、経営の効率化を追求し、グローバルな競争力と高水準の収益性を確保するとともに、コンプライアンス、環境、安全、地域社会への貢献など企業の社会的責任を果たすことにより、企業価値／ブランド価値を高めてまいります。その実現のために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施するとともに、適切な情報開示をとおして、透明で質の高いかつ効率性を追求した経営の実現に向け取り組んでまいります。

当社は、株主、顧客、従業員、地域社会それぞれのステークホルダー間の利益バランスを考慮した経営に努めております。当社は、企業理念において、下記のとおり、それぞれのステークホルダーに対するコミットメントを明確にし、その実行に努めております。各ステークホルダー間の利害を適切に調整しながら、各ステークホルダーの満足度を高めつつ、企業価値の最大化に向け努力をしております。

顧客主義・高品質主義に立った経営(お客様に対して)  
『お客様の心からの満足のために、先進と伝統の技術、そして豊かな感性と創造性で、優れた品質の価値ある商品・サービスを提供しつづけます。』  
健全かつ透明な経営(株主に対して)  
『健全な業績を確保し、適正な成果の還元を継続するとともに、透明で質の高い経営による持続的な発展を図ります。』  
人重視の経営(ともに働く人々に対して)  
『ヤマハに関わりを持って働く全ての人々が一人ひとりの個性や創造性を尊重し合い、業務を通じて自己実現できる企業風土づくりを目指します。』  
社会と調和した経営(社会に対して)  
『高い倫理性をもって法律を遵守するとともに、環境保護に努め、良き企業市民として、社会・文化・経済の発展に貢献します。』

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,126,600	5.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,860,000	5.51
ヤマハ発動機株式会社	10,326,701	5.24
株式会社みずほ銀行	8,779,990	4.45
株式会社静岡銀行	8,349,855	4.23
三井住友海上火災保険株式会社	8,008,900	4.06
住友生命保険相互会社	7,300,000	3.70
日本生命保険相互会社	6,482,252	3.29
株式会社みずほコーポレート銀行	5,775,404	2.93
RBC DEXIA INVESTOR SERVICE TRUST, LONDON-LENDING ACCOUNT	4,654,628	2.36

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	その他製品
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高

1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数

50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

\_\_\_\_\_

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

\_\_\_\_\_

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
喜多村晴雄	公認会計士				○	○				○
柳 弘之	他の会社の出身者					○				○

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
喜多村晴雄	○	—	(選任している理由) ・取締役としての人格・見識に優れていること ・財務・会計に精通している公認会計士 ・ガバナンス機能の強化及び客観的な視点からの適切なアドバイスを期待できること (独立性についての考え方) ・長年に亘り公認会計士として活躍をされておりますが、当社との間に顧問契約等はありません。身分的・経済的独立性において、当社経営陣から著しいコントロールを受け、あるいは経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる立場ある者ではなく、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えております。
柳 弘之		—	(選任している理由) ・取締役として人格・見識に優れていること ・他業種での経営実績があること ・ブランド価値向上のために当社経営に対する助言・監督を期待できること (独立性についての考え方) ・当社が主要株主である会社の代表取締役社長であります。当社は同社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる立場にある者ではないことから、当社の一般の株主と利益相反が生ずるおそれがないものと考えております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、内部監査部門、監査役(社外監査役を含む)及び会計監査人の相互連携による効果的・効率的な監査に努めております。具体的には、期初における監査計画の相互確認、期中ではそれぞれの監査結果の相互共有を行い、会計監査人から四半期レビュー結果及び決算監査の報告を受けるほか、定期的な情報・意見交換の場を持ち、情報・課題の共有化を図っております。

上記に加え、内部監査部門からは毎月、監査役会での監査状況の報告を行っております。なお、内部統制部門(コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、経理・財務部門等)からは監査役会または常勤監査役に、重点事項に係る状況や、各部門が実施した監査結果の報告を定期的に行っております。また、上記三者の監査の監査結果を関係部門へ通知し、情報の共有化とともに課題等の改善を図り、内部統制システムの強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
宮澤孝司	公認会計士									○
池田裕彦	弁護士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
宮澤孝司	○	-	(選任している理由) ・監査役としての人格・見識に優れていること ・企業会計に精通している公認会計士であること ・客観的な視点からの公平・公正な監査を期待できること (独立性についての考え方) ・過去に当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に所属していたことがありますが、当社の会計監査に関与しておらず、同監査法人の会計監査業務に影響力を及ぼさう立場にあったことがなく、現在もありません。また、同監査法人も同氏の監査役としての監査業務に影響力を及ぼすものではありません。 身分的・経済的独立性において、当社経営陣から著しいコントロールを受け、あるいは経営陣に対して著しいコントロールを及ぼさう立場にある者ではなく、当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがない者であると考えております。
池田裕彦	○	-	(選任している理由) ・監査役としての人格・見識に優れていること ・法令・規則に精通している弁護士であること ・客観的な視点からの公平・公正な監査を期待できること (独立性についての考え方) ・長年に亘り弁護士として活躍されていますが、身分的・経済的独立性において、当社経

営陣から著しいコントロールを受け、あるいは当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる立場にあるものではなく、当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがない者であると考えております。

#### 【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

連結業績に取締役個人成績を加味して決定しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬等の額(平成23年3月期)

取締役 9名 1億93百万円(うち、社外取締役2名 12百万円)

監査役 6名 81百万円(うち、社外監査役4名 14百万円)

(注)

- 上記には、平成22年6月25日開催の第186期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名及び監査役2名を含んでおります。
- 上記には、平成23年3月期末の社外取締役を除く取締役3名に対する賞与21百万円及び社外監査役を除く監査役2名に対する賞与7百万円が含まれています。
- 平成18年6月27日開催の第182期定時株主総会において退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給が承認され、それに基づき上記の報酬等の額のほか、第187期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名に対して1百万円の退職慰労金の支払をしております。上記支払金額は、平成18年6月末迄の当該監査役の在任期間に基づき計算された金額です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬

取締役の報酬は、上場企業を中心とした他企業の報酬水準及び従業員の処遇水準を勘案し、以下の基準に基づき決定しております。

- 社外取締役以外の取締役の報酬は、職責に基づいて設定された基準年俸に、「連結業績」及び各取締役の「個人別成果」を反映させて決定しております。

具体的には、基準年俸を「連結業績」及び「個人別成果」によりプラスマイナスそれぞれ20%の範囲で増減させております。

- 社外取締役の報酬は業績連動ではありませんが、取締役報酬額とのバランスや当社の事業規模等を考慮して決定しております。

監査役の報酬

監査役及び社外監査役の報酬は業績連動ではありませんが、取締役の報酬額とのバランスや当社の事業規模等を考慮して、監査役の協議により決定しております。

役員賞与

賞与につきましては、予め株主総会で決議された報酬枠とは別に、取締役(社外取締役を除く)及び監査役(社外監査役を除く)を対象に、基準年俸をベースに連結当期純利益の水準に応じて算定し、定時株主総会の承認を得て支給しております。取締役への支給額については、取締役会の決議により決定し、監査役への支給額については、監査役の協議により決定しております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役が出席する取締役会及び監査役会の議案について、専任の監査役スタッフが事前に資料等を送付し、必要に応じ説明を行い、予め十分な検討ができるようにしております。また、その他の重要な事項についても情報の伝達、資料送付、意見の聴取、調査・情報収集のサポート等を行い、常に有効な監査環境の整備に努めております。社外取締役に対しては、必要に応じて取締役会議案、報告事項について個別に説明を行っています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役会)

当社の取締役は、平成23年6月27日現在で5名(うち、社外取締役2名)であります。取締役会は、原則として毎月1回開催されております。当社グループの戦略立案、部門執行のモニター・指導など、グループ経営機能を担っております。社外取締役につきましては、客観的な立場から取締役会における意思決定及び取締役の業務執行について監視を行ない、経営の透明性を高めるとともに、異業種における経営経験や専門家としての高度な知識・経験を活かし、的確なアドバイスを獲得するために選任をしております。取締役の経営責任を明確にするために、その任期を1年にしております。

(代表取締役)

当社の代表取締役は、平成23年6月27日現在で1名(代表取締役社長)であります。代表取締役社長は、当社の全業務執行の最高責任者であり、会社を代表します。

(監査役・監査役会)

当社の監査役は、平成23年6月27日現在で4名(うち、社外監査役2名)であります。原則として月1回の監査役会を開催するほか、監査計画に基づき定期的・網羅的に各部門及びグループ会社において監査を実施するとともに、取締役会に出席するほか、経営会議等の重要会議に参加しております。会計監査につきましては、会計監査人から財務諸表監査の経過報告を定期的に受けることにより会計監査の相当性の判断をしております。常勤監査役は、業務監査及び会計監査の相当性についても的確な判断ができるよう、財務・会計の知見を有する者が就任しております。

社外監査役は、客観的な視点から公平・公正な監査を可能とするため、当社とは独立した地位を有する専門家(公認会計士、弁護士)を含めて選任をしております。また、常に有効な監査環境が整備されるよう監査役スタッフとして監査役室(スタッフ数は、平成23年6月27日現在で1名)を設置しております。

(全社ガバナンス委員会)

社外取締役を委員に含む、役員人事委員会とリスクマネジメント委員会からなる「全社ガバナンス委員会」を設置しております。役員人事の透明性・公平性の確保とリスクマネジメントに関する方針決定を行なっております。

(経営会議及び全社委員会)

当社は、随時の全社経営課題に対する討議及び意思統一を目的として、原則月2回の経営会議を開催しております。代表取締役社長、常務執行役員及び上席執行役員並びに常勤監査役が出席しております。また、重要な経営戦略課題の議論を深めるために、戦略課題毎に全社委員会を設けております。

(執行役員)

当社は、事業執行機能強化のために執行役員制度を採用しており、平成23年6月27日現在で16名(うち、常務執行役員2名、上席執行役員5名)が就任しております。業務執行の最高責任者である社長を常務執行役員が補佐し、そのもとで、職責の重要性に鑑み、原則として、上席執行役員が、事業・スタッフ部門の統括を担当しております。担当するグループの業績に対し責任を負い、グループが最大限の機能を発揮できるように適切に指揮・命令を行います。統括のもと、経営上の主要テーマを担う部門に執行役員を配置しております。

(内部監査)

内部監査統括部(スタッフ数は、平成23年6月27日現在で10名、平成23年10月1日付で内部監査統括室から名称変更)を設置し、当社における経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を適法性と合理性の観点から検討・評価し、その結果に基づく情報の提供並びに改善・合理化への助言・提案等を行っており、同時に監査役及び会計監査人との連絡・調整を密に行うことにより、監査効率の向上に努めております。

(会計監査人)

当社は、会計監査人に新日本有限責任監査法人を選任しており、同監査法人に属する公認会計士河西秀治氏及び滝口隆弘氏が当社の会計監査を行っております。継続監査年数については、2名とも7年以内であるため、記載を省略しております。同監査法人は既に自主的に業務執行社員の交替制度を導入しており、継続監査年数が一定期間を超えないよう措置をとっております。なお、公認会計士8名及びその他27名が監査業務の補助をしております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社であります。執行役員制度の導入、全社ガバナンス委員会の設置、内部監査体制の整備などをとおしてガバナンス機能の強化を図っており、監査役の常勤監査体制による日々の業務監査、独立性の高い社外監査役の公平・公正な監査と相まってガバナンスの実効性を高めることが可能であると考えております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権行使の促進を図るため、招集通知書は原則として開催日の3週間以上前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が株主総会にご出席できるように、可能な限り、いわゆる総会集中日以外の日を開催日とするよう努めています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを利用した議決権の電子行使ができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の投票の便を図るために、東証プラットフォームを導入しています。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人株主に、招集通知書英訳版(要約)を作成し、当社ホームページに掲載しております。
その他	ご出席された株主の理解を深めていただくためにビデオ映像を利用して事業報告を実施しております。また、総会終了後は、商品紹介を含めてミニコンサート等のイベントなども行っています。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、ホームページで公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け会社説明会を地方都市で開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算発表に合わせて証券アナリスト・機関投資家対象のIR説明会を開催しております。また、原則として年1回、施設見学会、事業説明会等を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年数回、北米、欧州、アジアの機関投資家を訪問しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料の充実、ホームページを利用した情報の発信を行っております。個人投資家向けホームページを立ち上げるなど個人投資家開拓にも注力しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室IR担当	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方に記載したとおり、当社は、経営理念において、「株主」、「お客様」、「社員」、「社会」のそれぞれのステークホルダーに対する「約束」を明記し、経営の基本方針としています。また、「コンプライアンス行動規準」の中で、具体的な行動規準を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	二酸化炭素排出削減、廃棄物ゼロエミッションなど環境活動や様々な社会活動に関するテーマについて取り組んでおります。また、CSRレポートを作成し、音・音楽に関連した社会貢献や国内外での植林活動など、グループ全体での様々な活動を紹介しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり当社の業務の適正を確保するための体制（以下、内部統制システム）を整備しています。企業価値／ブランド価値を高めるために最適なコーポレート・ガバナンスを追求するとともに、事業活動の効率性向上、経理・財務情報の信頼性向上、法令遵守の徹底、財産の保全及びリスク管理力の強化を図るべく、内部統制システムの質的向上に努めています。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
(1) 取締役会は、取締役会決議を要する重要事項を取締役会規則で定めるとともに、意思決定の手続、決議内容の合理性を要求しています。代表取締役及び業務執行取締役は、職務執行の状況を取締役会に報告し、取締役会は取締役の職務執行を監督しています。  
(2) 監査役は、取締役の職務執行状況を監査基準、監査計画に基づき監査しています。  
(3) 独立社外取締役、独立社外監査役の積極的な導入を進め、更なる経営の客観性と透明性を高めています。  
(4) コンプライアンスに係る委員会を設置して、「コンプライアンス行動規準」の制定、規定・マニュアルの整備を行い、コンプライアンス教育の徹底を図っています。  
(5) 法令等の遵守体制及び有効な内部牽制システムの構築を行なっています。その推進のため、担当スタッフ部門は、グループ企業に対し指導・助言を行なっています。  
(6) 内部監査部門を設置し、直接的あるいは間接的なグループ企業に対する内部監査をとおりて更なる業務改善を進めています。  
(7) 公平で透明性の高い人事制度の確立をもってグループ企業従業員の意識の昂揚、モラルの向上を図っています。  
(8) コンプライアンスの実効性を高めるため、内部通報制度を設けています。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理等に関する体制  
(1) 取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規程に則り、適切に保存及び管理を行なっています。  
(2) 内部監査部門による定期的な情報の保存・管理についての監査を実施しています。  
(3) 重要情報の管理体制を構築し、正確かつ迅速な情報開示を行なっています。
- 損失の危険に関する規程その他の体制  
(1) 業務執行に伴い発生する可能性のある重要リスクについては、全社横断的な委員会においてグループ全体のリスク管理方針の策定を行なっています。また、個別のリスクマネジメントの実施については、リスクの内容に応じて決定した担当スタッフ部門が、規程・マニュアルの整備及びグループ全体に対する指導・助言を行なっています。  
(2) 内部監査部門の内部監査をとおりて、リスク情報の収集と適切な対応を行なっています。
- 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制  
(1) 取締役会は、取締役会規則、権限規程その他の業務執行に係る規程を整備し、取締役会と代表取締役の権限と責任を明確にするほか、適切な権限委譲、当社各部門・グループ企業のミッション、指揮命令系統の明確化をとおりて業務執行スピードの向上と経営の効率性を高めています。  
(2) 取締役会決議事項他のグループ全体に影響を及ぼす重要事項については、手続・決議内容の合理性・適法性を担保するため、事前に経営会議等において十分な討議を行い、必要に応じて外部専門家の意見を聴取しています。  
(3) グループ全体の目標値の設定及び業績評価を行うため、迅速な経営判断、リスク管理を可能とする経営管理システムを構築しています。
- 株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
(1) グループ企業各社の経営状況の把握と正確かつ迅速な連結決算を行うための情報インフラを整備しています。  
(2) 「グループ マネジメント 憲章」を定めグループ経営の方針を明確にするとともに、グループ企業管理規程に基づき、子会社管轄部門は、所轄するグループ企業の経営について適切に指導・助言する責任を負い、一定の重要事項について、子会社は当該部門と事前の協議・相談等をするものとし、スタッフ部門はこれを支援することとしています。  
(3) グループ全体を対象にリスク管理体制を敷くとともに、コンプライアンス教育を実施しています。  
(4) グループ企業は、原則として取締役会及び監査役あるいは監査役会を設置しています。  
(5) 必要に応じて、内部監査、外部監査を行い、その結果を業務改善のためにフィードバックしています。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役を補助する専任の組織として監査役会直轄の監査役室を設置しています。また、監査役、監査役室の要請により、スタッフ部門も監査事務の補助を行なっています。
- 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役会は、監査役室の組織・人事異動について取締役から事前に報告を受けるほか、必要な場合は、当該組織・人事異動に意見を述べ、あるいは変更を要請しています。監査役室には、取締役の指揮命令に服さない従業員を置きます。更に、当該従業員の人事評価、懲戒処分は、事前に監査役会または監査役会の定める常勤監査役の同意を要することとしています。
- 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制  
(1) 監査役は、経営会議、執行役員会等の重要会議に出席し、意見を述べています。  
(2) 監査役は、決裁書等の重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に対して説明・報告を求めています。  
(3) 法令に定められた事項のほか、監査役会の定めるところに従い、下記の報告事項等を定期的に監査役会に報告しています。
  - ・担当スタッフ部門による内部統制の活動報告
  - ・担当スタッフ部門によるコンプライアンス遵守状況報告並びに内部通報制度の運用及び通報状況
  - ・内部監査部門による内部監査の結果
- その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
代表取締役社長は、自ら、あるいは内部監査部門をとおりて、内部統制システムの整備、運用状況等について、監査役と定期的な意見交換の場を持ち、その恒常的な改善を推進しています。また、監査役が必要と認める場合には、監査業務について外部専門家による支援を確保しています。
- 反社会的勢力排除に向けた基本方針  
当社は、コンプライアンス経営の主要な要素の一つとして、反社会的勢力排除を当社の定める「コンプライアンス行動規準」に明言し、反社会的勢力からの不当要求に対する断固拒否と、不当要求を生む温床となる不祥事等の隠蔽排除の姿勢を明確にしています。また、反社会的勢力からの不当要求がなされた場合には、担当者あるいは担当部門だけの問題とせず、外部の専門機関と連携をとりながら、組織全体の問題として捉え解決に努めています。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに組み込み取り組んでいます。

「1. 内部統制システムに関する基本的な方針及びその整備状況」の「10. 反社会的勢力に向けた基本方針」に記載のとおりです。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

株式会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社株式の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解することはもちろんのこと、当社グループの企業価値の源泉である、(1)楽器等のハードウェアを主体としたメーカービジネスと、音楽教室等のソフト・サービスビジネスとの有機的な連携、(2)伝統技術と最先端技術の集積及びそれらを融合する製品開発力、(3)高い品質・コストパフォーマンスの実現と安定的な商品供給を可能とするグローバルな生産体制及びグローバルな販売網による顧客密着のマーケティング活動、(4)独自の価値創造を推進する研究開発活動とヤマハデザイン、(5)事業活動を担う人材の長期的な確保・育成と、積極的なCSR活動(社会貢献活動)等を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成22年6月25日開催の第186期定時株主総会において「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の更新の件」をご承認いただき、新株予約権の無償割当てを活用した方策(以下、「本プラン」といいます。)の更新(以下「本更新」といいます。)をしております。

本プランの概要は、以下のとおりです。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、買付等を行う者(以下、「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保したうえで、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています。

対象となる買付等とは、次のとおりです。

- ・当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得
- ・当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等に対する買付等を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、独立性のある社外役員等のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経るものとしております。

また、当社取締役会は、これに加えて、所定の場合、株主の皆様意思を確認するための株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

独立委員会は、買付者等からの必要情報を受領してから原則として最長90日を経過するまでの間に上記の判断を行ない、当社取締役会に実施・不実施の勧告をします。この期間内において、独立委員会は、必要に応じて当社取締役会からも情報・意見を取得し、判断の材料とすることがあります。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施・不実施の決議を行います。また、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認するための総会決議があった場合、当社取締役会はこれに従います。

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。買付等の下記の要件への該当性については、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

(発動事由その1)

本プランに定める手続を遵守しない買付等であり(買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。)、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(発動事由その2)

以下のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

・株券等を買い占め、その株券等につき当社又は当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為

・当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

・当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

・当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c) 買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法・その適法性、買付等の実行可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

(d) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社のブランド並びに当社と当社株主、従業員、取引先及び顧客等との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会または株主意識確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示をこととしており、手続の透明性を確保しています。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、平成25年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとしております。また、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしております。

### 3. 取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。その判断に係る理由は以下のとおりです。

(1)本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。

(2)本更新は、基本方針に基づき、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されたものです。

(3)本更新は、平成22年6月25日開催の第186期定時株主総会において承認をもってなされたものです。また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認することができるものとされています。さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、本プランの有効期限の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(4)当社株式に対して買付等がなされた場合には、本プランの発動に際しては、独立性のある社外役員等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず得ることとされています。また、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

(5)本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6)当社取締役の任期は1年であり、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

経営理念を実現するため、現状のコーポレート・ガバナンスの体制に満足することなく、環境の変化に対応しより良いものとするよう努力してまいります。

